

申請期間の末日が「行政機関の休日」に当たる場合の申請期限の取扱い

< 四国地域行政改善推進会議の意見を踏まえたあっせんの概要 >

行政相談要旨

中小企業経営強化税制（設備取得費用の即時償却又は税額控除が受けられる租税特別措置）の適用を受けるため、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営力向上計画の認定申請書を認定機関に申請期限前の金曜日に郵送したが、申請期間の末日（設備取得日から60日目）が休日（日曜）に当たり、翌開庁日（月曜）に届いたため、申請が受理されなかった。

ポイント

< 申請等の期限が休日に当たる場合の特例に関する法令等 >

- 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。以下「休日法」という。）第2条では、国の行政庁に対する申請等の期限で、法令で規定する期間をもって定めるものが行政機関の休日に当たるときは、その翌日をもって期限とみなすと規定
- 民法（明治29年法律第89号）第142条では、期間の末日が休日に当たるときは、その日に取り引しない慣習がある場合に限り、期間はその翌日に満了すると規定
- 「土曜閉庁日 趣旨と運用方針」（昭和63年 総務庁編）では、上記休日法の対象とならない期限は民法の類推適用の可能性がある旨が示されている。
- 経営力向上計画の申請期限等については、中小企業庁が発出した事務連絡で示されているが、期限が休日の場合の取扱いは統一的な解釈が存在しない。

< 調査結果 >

- 四国行政評価支局が、四国地域の中小企業者等の経営力向上計画の認定事務を行う国の行政機関8機関（本省庁を除く。）（※）に、経営力向上計画の申請において、申請期間の末日（設備取得日から60日目）が「行政機関の休日」に当たる場合の申請期限の取扱いを調査したところ、認定機関によって異なる状況

① 翌開庁日を期限として扱う・・・6機関

② 翌開庁日を期限として扱わない・・・2機関

（※）四国総合通信局、高松国税局、四国厚生支局、中国四国農政局、四国経済産業局、四国地方整備局、四国運輸局、中国四国地方環境事務所

< 四国地域行政改善推進会議の意見 >

- 申請期間の末日が「行政機関の休日」に当たる場合、翌開庁日まで期限の繰延べをしなければ、申請期間が確保されず、実質的に期限を繰り上げる取扱いとなり、申請者に不利益が生ずる上、同一の手続にもかかわらず、認定機関により期限の取扱いが異なる状況は不合理
- 申請期間の末日が「行政機関の休日」に当たる場合、休日法第2条の規定の趣旨及び民法第142条の規定を踏まえ、翌開庁日を申請の期限とすることが適当
- 経営力向上計画の申請窓口となる全ての認定機関において同様の事例が発生する可能性が高いため、制度を所管する中小企業庁は、翌開庁日を期限とみなす旨を明示し、より広く周知することが必要

< あっせん >

総務省行政評価局は、中小企業庁に対し、申請期間の確保を図るため以下をあっせん

- ① 経営力向上計画の認定を行う行政機関に対して、「設備取得日から60日目」が「行政機関の休日」に当たる場合は、翌開庁日を期限とみなす旨を明示すること
- ② 上記の旨を申請者に広く周知すること

（本件に関する連絡先）

総務省 行政評価局 行政相談管理官室

電 話：03-5253-5111（代表）